

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和五十一年度の経営状況

保険医療機関の指定

保険薬剤師の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

旧慣使用林野整備計画の認可

解除予定の保安林(五件)

土地改良区の役員住所の変更

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可(六件)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

告 示

選挙管理委員会の招集

◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

◇ 教委告示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選技実施要項

鳥取県告示第六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十一年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

昭和51年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況公告

1 事業成績

(1) 火災共済

加入都道府県数 47都道府県

共済責任額 940,462,286,793円

		(2) 支出	
共済基金分担金	645,173,025円	災害共済金	49,105,821円
被 災 件 数	50件	火 災 共 済	47,682,436円
被 災 棟 数	68棟	{ 自動車損害共済	1,472,885円
被 災 面 積	7,317.4m ²	返 戻 金	2,159,399円
災 害 共 済 金	47,682,436円	{ 火 災 共 済	2,049,016円
損 害 率	7.38%	{ 自動車損害共済	110,383円
(2) 自動車損害共済		災害見舞金	4,722,374円
加入都道府県数	10府県	防災施設助成金	120,961,796円
共 済 責 任 額	8,564,847,000円	全国管財主管課長協議会助成金	1,782,400円
共済基金分担金	10,656,445円	経 費	78,065,349円
事 故 件 数	14件	支 払 利 息	1,723,725円
事 故 台 数	14台	調査研究等事業費負担金	25,000,000円
災 害 共 済 金	1,472,885円	全国都道府県議会議長会協助金	7,000,000円
損 害 率	13.82%	減 価 償 却 費	45,883,492円
2 収支計算		建 物	15,478,726円
(1) 収入		設 備	28,863,513円
共済基金分担金	657,988,869円	{ 器具備品	99,087円
{ 火 災 共 済	647,222,041円	{ 什 器	1,304,998円
{ 自動車損害共済	10,766,828円	固定資産除却損	87,188円
繰 入 金	45,888,000円	責任準備金繰入 (未經過分担金)	1,943,637円
雑 収 入	183,918,989円	支払準備金繰入	26,721,669円
責任準備金戻入 (未經過分担金)	27,510,837円		2,800,000円
支払準備金戻入	3,000,000円		
計	918,306,695円	計	367,819,162円

昭和51年度社団法人全国公営住宅共済経営状況

(3) 差引剰余金(準備積立金繰入)	550,487,533円
3 準備積立金	
前年度繰越高	3,954,151,941円
本年度繰入高	550,487,533円
計(本年度末現在高)	4,504,639,474円
ほか任意準備金	26,721,669円
支払準備金	2,800,000円
合 計	4,534,161,143円

貸借対照表

借方(資産の部)

流動資産	588,973,660円
振替貯金	67,092円
銀行預金	588,153,278円
電話公債	753,290円
固定資産	172,148,322円
土地建物	49,139,200円
建物	116,998,800円
什器備品	6,010,322円
合 計	761,121,982円

貸方(負債の部)

預り敷金	11,460,000円
準備積立金	445,063,291円

退職給与積立金	63,193,200円
減価償却積立金	51,146,000円
電話公債購入金	753,290円
土地購入金	49,139,200円
公館購入金	116,998,800円
什器備品購入金	6,010,322円
歳計剰余金	17,357,879円
合 計	761,121,982円

鳥取県告示第百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者 西 尾 邑 次
鳥取県総務部長

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マリ 医 院	西伯郡淀江町今津	昭和五十三年二月十五日
クリ内科 胃腸科ク リニック	米子市西福原七二三	昭和五十三年三月一日
谷口外科クリニック	鳥取市片原町五丁目 一五八一五	昭和五十三年二月二十三日

鳥取県告示第百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石川 正美	鳥薬第三七一号	昭和五十三年二月十三日
牧田 明	鳥薬第三七二号	"

鳥取県告示第百六十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
マリ 医院	西伯郡淀江町今津	昭和五十三年二月十五日
クリ内科、胃腸科クリニック	米子市西福原七二三	昭和五十三年三月一日
谷口外科クリニック	鳥取市片原町五丁目一五八一五	昭和五十三年二月二十三日

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
マリ 医院	西伯郡淀江町今津	全国	昭和五十三年二月十五日
クリ内科、胃腸科クリニック	米子市西福原七二三	"	昭和五十三年三月一日
谷口外科クリニック	鳥取市片原町五丁目一五八一五	"	昭和五十三年二月二十三日

鳥取県告示第百六十八号

三朝町長から申請のあつた木地山内札谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十二日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大倉字後平四七〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字陽山一九八八の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字片山上一三五八、字岡ノ奥一三四五、一三五

六、一三五七の一、一三五七の三(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三四四の三二、一三四四の三八(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字土地字扇ノ山八七八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

羽合土地改良区

理事	宮 本 良 吉
変更前	東伯郡羽合町大字久留八〇番地
変更後	東伯郡羽合町大字久留八〇番地の一

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和五十三年二月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十六号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（奥本地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十七号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（波多地区農道整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

河原町から申請のあつた町営土地改良（湯谷地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉尾地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十号

中山町から申請のあつた町営土地改良(下市駅南地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良(浜川地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
武田吉造後援会	中田 邦雄	山根 馬藏	八頭郡若桜町大字若桜四一四番地	その他の政治団体
徳安実蔵東部青年会	常田 享詳	安田 博明	鳥取市吉方温泉三丁目一〇番地	
常田たかよし後援会	米山英之助	河合 弥	鳥取市西町三丁目一〇番地	
竹本憲治後援会	杉本 勝利	田中 敏博	八頭郡若桜町大字若桜一三五番地	
井上万吉男後援会	足立 六郎	井上 寿夫	米子市万能町一二二一三	
遠藤通後 援会	中森 義人	足立 光徳	米子市久米町一四二番地 西部労働会館内	
柏木整一郎後援会	松本 豊	南家 正男	境港市柴町一二七番地	
遠藤たかし後援会	広田 幸一	国岡 義人	米子市弥生町官有無番地	
石河大直をはげます会	奥田 鶴雄	井上 喜義	岩美郡岩美町大字大谷六二四番地	

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同

法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
平林鴻三後援会	会計責任者	渡辺寛太夫	萬井 寿次
えんどう通後援会	政治団体の名称	えんどう通後援会	遠藤通後援会

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

河原町選挙管理委員会及び佐治村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

施設 の 名称	所 在 地
河原町体育館	河原町大字長瀬四七番地
佐治村豪雪山村開発総合センター	佐治村大字加瀬木二五一九の三番地
佐治村老人憩いの家	佐治村大字加瀬木二五一九の三番地
口佐治隣保館	佐治村大字古市七一番一地

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

赤碕町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので告示する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

施設 の 名称	所 在 地
赤碕町農業管理センター	赤碕町大字赤碕一一四〇番地

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和五十三年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和五十三年二月二十八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行鳥取県議会議員補欠選挙について

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の二の皆生養護学校の項中「三〇人」を「四〇人」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和五十三年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和五十三年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一の一	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町一	約一〇〇人

二 出願資格

1 高等学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者

2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条各号の一に該当する者

三 出願期間及び受付場所

1 出願期間

昭和五十三年四月三日(月)から同月五日(水)までとする。なお、郵送による場合は、四月三日(月)までの消印のあるものに限る。

2 受付時間

四月三日及び四日 九時から十七時まで
四月五日 九時から十二時まで

3 受付場所

各志望高等学校

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望高等学校長に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(各志望高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚(裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)

2 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者

に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日

1 期日

昭和五十三年四月七日(金) 九時から(ただし、集合は、八時三十分まで)

2 場所

各志望高等学校

3 学力検査の科目

国語(現代国語及び古文)、数学(数学Ⅰ)及び英語

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十三年四月十一日(火) 十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、社会、及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。